

学校保健安全法における学校感染症の取扱

(学校保健安全法施行規則の一部改正 令和5年5月8日施行)

- 次の学校感染症に罹患した場合は学校保健安全法に従い大学への出席(出校)停止とする。
- それぞれの感染症毎に次の期間とする
- ただし病状により学校医及び他の医師の診断において感染のおそれがないと認めたときはこの限りではない

種別・項目別		出席停止期間
(1) 第一種	エボラ出血熱	治癒するまで
	クリミア・コンゴ出血熱	
	痘そう	
	南米出血熱	
	ペスト	
	マールブルグ病	
	ラッサ熱	
	急性灰白髄炎	
	ジフテリア	
	重症急性呼吸器症候群 (病原体がベータコロナウイルス属SARSコロナウイルスであるものに限る。)	
	中東呼吸器症候群 (病原体がベータコロナウイルス属MERSコロナウイルスであるものに限る。)	
	特定鳥インフルエンザ (病原体がインフルエンザウイルスA属インフルエンザAウイルスであってその血清型が新型インフルエンザ等感染症の病原体に変異するおそれが高いものの血清型として政令で定めるものであるものに限る。)	
(2) 第二種	インフルエンザ (特定鳥インフルエンザを除く。)	発症した後5日を経過し、かつ、解熱した後2日を経過するまで(幼児は解熱した後3日を経過するまで)
	百日咳	特有の咳が消失するまで又は5日間の適正な抗菌性物質製剤による治療が終了するまで
	麻疹	解熱した後3日を経過するまで
	流行性耳下腺炎	耳下腺、顎下腺又は舌下腺の腫脹が発現した後5日を経過し、かつ、全身状態が良好になるまで
	風しん	発しんが消失するまで
	水痘	すべての発しんが痂皮化するまで
	咽頭結膜熱	主要症状が消退した後2日を経過するまで
	新型コロナウイルス感染症	発症した後5日を経過しかつ症状軽快後1日経過するまで
	結核	感染のおそれがないと認めるまで (病状により学校医及び他の医師の診断において)
	髄膜炎菌性髄膜炎	
(3) 第三種	コレラ	感染のおそれがないと認めるまで (病状により学校医及び他の医師の診断において)
	細菌性赤痢	
	腸管出血性大腸菌感染症	
	腸チフス	
	パラチフス	
	流行性角結膜炎	
	急性出血性結膜炎	
	その他の感染症 (学校での流行を防ぐために出席停止扱いが必要と考えられる感染症)	
(4) 感染症の予防及び感染症の患者に対する医療に関する法律で規定する新型インフルエンザ等感染症、指定感染症及び新感染症は規定にかかわらず、第一種の感染症とみなす。		治癒するまで
(5) 第一種もしくは第二種の感染症患者のある家に居住する者また感染の疑いがある者 ※ (※自己申告された者に関しては学校医の判断による)		予防処置の施行の状況その他の事情により感染のおそれがないと認めるまで (学校医及び他の医師の診断において)
(6) 第一種又は第二種の感染症が発生した地域から通学する者 (発生状況により出席(出校)停止が必要と認められたとき)		学校医の意見のもと適当と認める期間
(7) 第一種又は第二種の感染症の流行地を旅行した者 (その状況により出席(出校)停止が必要と認められたとき)		

- 学校感染症に罹患した場合は次の手続きにより、必ず届け出るものとする。
 - (1) 発症時に健康管理室に電話連絡する。(疑わしい場合も含み、感染予防の観点から登校は控える)
 - (2) 医療機関で診察を受ける。
 - (3) 治癒の際、医療機関にて本学所定の「学校感染症治癒証明書」又は「診断書(登校許可を明記)」に証明を受ける。(「学校感染症治癒証明書」は国士館ホームページから取り出せる)
 - (4) 治癒後、所属学部事務課等に「学校感染症治癒証明書」又は「診断書」を添付し、「学校感染症出席停止証明書」を提出する。